

令和8年4月7日

保護者、ご家庭の皆様
生徒のみなさん

新潟県立村松高等学校
校長 伊藤 大助

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（お知らせ）

陽春の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃から本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、文部科学省は令和5年2月、「生徒の命や安全を守ることを最優先にするため、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い適切な援助を求めること」「保護者等に対して、あらかじめ周知しておくこと」等を求める通知を、各都道府県の教育委員会等に発出しました。

つきましては、犯罪行為として取り扱われる可能性があるいじめ事案等が発生した場合、本校は以下のとおり対応いたします。保護者、ご家庭の皆様は、以下の内容をよくお読みいただき、ご理解いただけますよう、お願い申し上げます。

また別紙として、「添付資料1 警察に相談又は通報すべきいじめの事例」を添付しました。

生徒のみなさんの中で、もし、これに該当するいじめを受けている場合には、すぐ学校に相談してください。困りごとがあったり、悩んでいるとき、信頼できる大人に相談する事は、恥ずかしい事でも悪い事でもなく、当たり前のことです。

保護者、御家庭の皆様におかれましても、お子様に不安な気持ち等ありましたら、お気軽に学校へご相談ください。

記

1 児童ポルノ関連を含めインターネット上のいじめなど、犯罪行為として取り扱われるべき事案等は、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質のため、一刻を争う事態も生じることから、本校は、被害生徒および保護者に対して、より丁寧な情報共有を徹底して、警察への相談・通報が直ちに行われるように努めます。

2 犯罪行為として取り扱われる可能性があるいじめ事案等については、本校は、確実に被害生徒・加害生徒の双方の保護者に情報共有を行い、保護者と協働で、児童生徒の指導支援を行います。

【参考】いじめ防止対策推進法 第23条（いじめに対する措置）

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

担当 いじめ防止対策委員会
教頭 横山 泰充
TEL 0250-58-6003